

ソフトウェア保守サービス申込書兼契約書

ジリオン・ネットワークス株式会社 殿

No.071001-1

当社は別紙の「ソフトウェアオンサイト保守サービス条件書 No.071001-SW」及び下記要項に従い、以下のサービスを申し込みます。
(お客様記入欄①～③全てにおいて漏れなく記入してください。)

①購入日(年月日) 西暦 年 月 日

②ソフトウェア情報

ソフトウェア名(※) (該当する製品を選択してください)	1:Mac版 パワーバイザ for Mac 2:パワーモニタ(PSS・Network・PB・PowerBox[PIC]) 3:パワーバイザ(V3・Network・PFG・JUPITER) 4:パワーモニタ(H・HN・S) 5:その他(名称: _____)
CDマスター番号(※)	CD盘面中央左「disc」マーク下にある番号を記載
シリアル番号(※)	
オーソライゼーションコード	
ソフトウェア監視対象機器(※) (該当する製品を選択してください)	1:UPS 2:PSS-108/MA (1)Z-55 3:PB-20(PB-10R) (2)BIROS-mini シリーズ FNX 4:CLUSTER-GEAR (3)BIROS-mini (FNJ・Jupiter) 5:その他(_____) (4)その他のUPS(_____)

(※)お問合せ時に毎回お聞きします。ライセンス確認のため必ず必要です。

ライセンス数(複数ある場合は対応する全てについて明記してください)
 1ライセンスは1OSとします。

	OS 名	OS バージョン	ライセンス数(OS数)
1			
2			
3			
4			
5			

③契約担当者 情報

契約手続き後に本書類を返送する住所になります。

住所	〒	
会社名	:	
TEL	:	
FAX	:	
部署	:	
ご担当者名	:	印
E-mail	:	
<input type="checkbox"/> 弊社からの案内情報配信を希望する		

サービス期間(購入日から最大5年間の有効です)

年	月	日	～	年	月	日
---	---	---	---	---	---	---

サービス料金	
--------	--

上記、お申込みを承諾いたします。サービス期間はお申込みのサービス開始日からとなりますが、お支払いなき場合はサービスが実施できませんのでご了承下さい。

年 月 日

印紙

印

サポート窓口	ジリオン・ネットワークス株式会社 カスタマサポート
TEL/FAX	06-6245-2605 / 06-6245-2652
E-mail	support@zirion.co.jp
住 所	〒541-0054 大阪市中央区南本町2-5-9 ユーマンビルディング 5F

登録No.	
-------	--

利用時間：9:00～17:00 土・日・祭日及び臨時休業日(夏季・年末年始・ゴールデンウィークなど)を除く

ソフトウェア保守サービス条件書

条件書No. 071001-SW

<目的>

第一条 本サービスは、お客様(以下、甲という)または甲の顧客が使用するジリオン・ネットワークス株式会社(以下、乙という)製ソフトウェアに関し、円滑な保守サービスを乙が実施し、良好な機能を保持することを目的とする。

<サービス内容>

第二条 保守形態については次の通りとする。

1. ソフトウェアに関し問い合わせが発生した場合は、甲または甲の顧客の通知により、乙は対応を行う。
2. 電子メールでの対応を優先し、TEL・FAXでの対応も行う。現地での調査や作業は含まない。
3. ソフトウェアの保守が対象であり、これに関連するハードウェアの保守は含まれない。
4. 発生している問題の解消に向けて、乙はサポートする。但し、完全な問題解決を保証するものではない。
5. 本サービスの適応範囲は日本国内とする。

※本サービス実施にあたり、何らかの形で輸送が発生する場合の輸送費は、すべて送り側負担とする。

<ソフトウェアの監視・制御対象機器>

第三条 ソフトウェアの動作と関わる監視・制御機器は次の通りとする。

1. ソフトウェアが対応する専用のハードウェア機器。
2. 対象機器は、任意のUPSモデル、PSS-108製品シリーズ、PB-20、その他、乙のソフトウェアで対象とされている機器を示す。
3. 対象機器が複数ある場合は、その対象機器ごとに契約、申し込みをする必要がある。1台の機器で複数のライセンスを契約することも可とする。

<ソフトウェア対応OSとそのバージョン>

第四条

1. 対応OSは乙が正式に対応しているOSとそのバージョンに限る。
2. OSメーカーが終了とアナウンスしたOSは、その終了期間をもって本契約も終了となる。
3. 乙の設備環境において老朽化し保持できないOS、ハードウェアが発生した場合は保守継続も不可能なため、本契約も終了となる。
4. 2、3いずれの場合も乙はホームページ上でサポート終了OSの告知をする。
5. OSバージョンはメジャーバージョンとマイナーバージョンで契約が変わる。
契約時に使用しているOSバージョンが変更する場合、マイナーバージョンの変更は契約範囲内とし、継続できる。
メジャーバージョンが変わる場合は保守はその時点で終了となる。メジャーバージョン変更後は正式対応しているOSの範囲であれば新規契約ができる。

<ライセンス・契約有効期間>

第五条 本サービスの有効期間は、「ソフトウェア保守サービス申込書」に記載の通りとする。

1. 契約は1台のOSにライセンス必要であり、使用するOS分、つまり使用するライセンス分の契約が必要である。
有効期間はソフトウェアが監視する監視対象機器の動作保証期間内で有効であり、監視機器の保証期間外にソフトウェア側の期間のみを延長することはできない。
既設の監視機器に対して使用するライセンス数が増加した場合、増加分のライセンスに対して契約の追加をすることができる。
ただし、この場合の保守期間は既設の監視機器の設置日から保証する年数までの期間の範囲となる。
2. ソフトウェアの監視対象機器がユーザの意向で変更した場合は契約は無効となる。
ただし、監視対象機器の故障や修理の理由により交換する場合はその限りではない。
3. 契約上、不正なライセンス違反が判明した場合、その時点で契約は無効となり、対応するライセンスは再契約することはできない。

<サービス取扱い時間>

第六条 本サービスは、原則として次の時間帯に行う。

平日の午前9時00分から午後5時00分迄とする。なお、土・日曜・祭日及び臨時休業日(夏季・年末年始・ゴールデンウィークなど)は休業とする。
障害発生時の処理は、乙は甲に対して、可能な限り速やかに実施するものとする。

<サービス料金>

第七条 サービス料金は、別途取り決めた所定の金額とする。

1. 甲は乙に、保守料金を契約書の条件にて対価金額を乙の指定する期日までに現金で支払う。
2. 経済情勢の急激な変化などにより料金変更が必要ある場合は、甲・乙協議のうえサービス料金を変更することができる。
3. 甲が乙に、一度支払いした保守料金は、いかなる理由がある場合にも返還しない。

<消費税>

第八条 1. 本サービスで定める保守契約料金に消費税は含まれておらず、本契約締結時、あるいは契約期間延長時に適応されている消費税率に基づき算定される消費税を加算するものとする。
2. 税率改定その他の理由により、消費税額の算定方法に変更が生じた場合は、消費税額は変更されるものとする。

<第三者への委託>

第九条 乙は、本条件書第二条に示す保守作業を、第三者(乙の関連企業も含めたサービス会社)に委託する事ができる。

<設置場所の変更>

第十条

1. 甲または甲の顧客は当該機器の設置場所を変更しようとする場合は、事前に設置場所を乙に通知するものとする。
2. 乙は新設置場所を認めるに当たってソフトウェア保守サービス申込書の諸事項の変更を要すると判断した場合は、協議の上、内容を変更するか、または解約することができる。

<データの保護>

第十一条 甲または甲の顧客はソフトウェア保守サービス申込書に該当するソフトを使用するコンピュータのデータを適切にバックアップするものとする。
保守契約中、または保守対応中に発生したコンピュータやその他ハードウェアの故障、データの紛失、損害など、乙はその責任を一切負わない。

<保守に対する協力>

第十二条

甲は、乙の指定する技術者が当該製品の確認を実施するため、甲または甲の設置場所に立ち入ることを認める。
ただし、設置場所へ立ち入る際に発生する作業費用や交通費等に関しては、甲・乙協議の上決定するものとする。
乙はサポート対応や調査の上で必要な情報の提示を甲にする場合がある。この際、甲は必要な情報を乙に公開しなければならない。

<機密保持>

第十三条 甲または甲の顧客・乙は、本サービスにより知り得た相手方の機密事項を本サービス有効期間中漏洩してはならない。また、契約終了後も同様とする。

<損害賠償>

第十四条 本サービスにより乙または乙が委託した第三者により実施した作業により甲の関連施設に損害を与えた場合の損害賠償については甲・乙協議の上決定する。
ただし、損害賠償金額については本サービスの当該製品価格を限度とする。

<保険>

第十五条 乙が乙の保証する製品について保険をかけ、乙が保証金の受取人となることを甲は防げない。

<解約>

第十六条

甲および乙は本サービス有効期間にもかかわらず特別の事情が生じた場合、書面による一ヶ月の予告期間を経て相手方の承諾を前提に解消する事ができる。
なお、この場合保守料金は返還されない。

<協議事項>

第十七条 本条件書に定めなき事項および解釈の疑義については、日本国法令並びに一般慣行に従うほか、甲・乙誠意をもって協議解決を図るものとする。

以上